○江津市建築基準法の施行に関する規則

平成24年12月19日

規則第34号

（趣旨）

第１条　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）、島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下「県条例」という。）及び島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（確認申請等の添付図書）

第２条　法第６条第１項の規定による確認の申請、法第18条第２項の規定による通知又は法第86条の８第１項の規定による認定の申請には、その計画に係る建築物の敷地と県条例第４条に規定するがけとの状況を示す断面図を添えなければならない。ただし、当該敷地が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。

（名義等変更届）

第３条　法第６条第４項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）又は法第18条第３項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）を受けた建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主等の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第１号）正副各１通を建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に提出しなければならない。

２　建築主事等は、前項の名義等変更届を受理した時は、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

（設計変更等）

第４条　確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の設計内容の変更（法第６条第１項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更の確認の申請を要するもの及び法第18条第２項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更の通知を要するものを除く。）をしようとする場合においては、設計変更届（様式第２号）正副各１通に当該変更しようとする設計内容を示す図書を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（工事取りやめ届）

第５条　確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第３号）１通を建築主事等に提出しなければならない。

（確認申請手数料等の減額）

第６条　法第６条第１項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び法第７条第１項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査の申請を受けようとする建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合の当該建築物等に係る確認申請手数料又は完了申請手数料（以下「手数料」という。）の額は、江津市手数料条例（平成12年江津市条例第２号）第５条第２項に規定する額とする。

(１)　公共事業の実施のため補償を受けた建築物等に代わるものとして建築又は築造する場合

(２)　建築物等が災害により滅失し、又は損壊した日から６月以内に、被災者自ら使用するために建築し、又は築造する場合

２　前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、前項第１号の場合にあっては公共事業者の発行する証明書を、前項第２号の場合にあっては建築物等の被災地を管轄する市町村長の発行する罹災証明書を確認申請書又は完了検査申請書に添えて提出しなければならない。ただし、完了検査申請手数料の減額を受けようとする者が、確認申請手数料の減額を受ける際に建築主事等にこれらの証明書を提出している場合にあっては、この限りでない。

（工事監理者及び工事施工者の報告）

第７条　建築主（法第６条第１項の規定による確認の申請（以下この項及び次項において「確認申請」という。）を行う必要のない者及び市町村を除く。）は、工事監理を委託する場合において工事監理者を選任し、又は変更したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める時期に、工事監理委託状況報告書（様式第４号）を建築主事等に提出しなければならない。

(１)　確認申請をするときまでに工事監理者を選任した場合　確認申請をするとき。

(２)　確認申請をした後に工事監理者を選任した場合　工事に着手する前

(３)　工事監理者を変更した場合　工事監理者の変更後の速やかな時期

２　建築主（確認申請及び法第18条第２項の規定による通知（以下この項において「計画通知」という。）を行う必要のない者及び前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、確認申請又は計画通知をした後に工事監理者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事監理者報告書（様式第４号の２）を建築主事等に提出しなければならない。

３　建築主等（法第６条第１項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第２項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う必要のある者に限る。）は、当該確認の申請又は通知をした後に工事施工者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事施工者報告書（様式第４号の３）を建築主事等に提出しなければならない。

（工事監理の報告）

第８条　法第５条の６第４項の規定による建築士である工事監理者を定めなければ工事をすることができない建築物で法第６条第４項の規定による確認済証の交付を受けたもの及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第１号の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたもの（いずれも市町村が建築主である建築物を除く。）の工事監理者は、次に掲げる工事のうち該当する工事に係る工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書（様式第５号）を完了検査申請書に添えて、建築主事等に提出しなければならない。

(１)　杭の工事

(２)　基礎の配筋の工事

(３)　各階の壁、柱、床及び梁並びに屋根の配筋の工事

(４)　柱脚の工事（構造耐力上主要な柱が鉄骨造である場合に限る。）

(５)　柱、梁及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事（構造耐力上主要な柱、梁及び筋かい並びに耐力壁が木造又は鉄骨造である場合に限る。）

(６)　断熱工事（建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物における断熱材の設置・施工に関するものに限る。）

（道路の位置の指定等の申請等）

第９条　法第42条第１項第５号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式第６号）正本２通及び副本（様式第６号の２）１通にそれぞれ省令第９条に規定する図面のほか、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　道路の敷地となる土地に関係のある土地の一筆ごとの境界線及び地番を示す図面並びに求積図

(２)　新設道路及び付属物の横断図、縦断図及び構造図

(３)　新設道路の敷地となる土地の一筆ごとの登記事項証明書

(４)　新設道路及びその道路に関係ある土地の公図の写し

(５)　その他市長が必要と認める図書

２　位置の指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとするときは、前項の規定を準用する。この場合において、提出する図書等は、当該変更又は廃止に係る部分に限るものとする。

（建築物の許可申請に係る添付図書等）

第１０条　法第85条第３項又は第６項に係る許可を申請する場合における省令第10条の４第１項に規定する特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

(１)　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(２)　配置図（縮尺、方位及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）

(３)　各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

(４)　２面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

(５)　２面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(６)　敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(７)　建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

２　市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

３　法第85条第３項又は第５項に規定する許可申請書（省令第44号様式）の提出部数は、正本１通及び副本２通とする。

４　第３条、第４条及び第５条の規定は、省令第10条の４第１項の許可関係規定による許可を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更のあったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、これらの規定中「建築主事等」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の提出部数）

第１１条　省令第10条の16第１項若しくは第２項に規定する認定申請書（省令第61号様式）又は省令第10条の21第１項に規定する認定取消申請書（省令第65号様式）の提出部数は、正本１通及び副本２通とする。

（制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届出）

第１２条　法第86条の７の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う建築主は、不適合既存建築物届（様式第７号）正副各１通に、それぞれ次に掲げる図面を添えたものを市長に提出しなければならない。

(１)　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(２)　配置図（縮尺、方位及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）

(３)　各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

(４)　２面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

(５)　２面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(６)　敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(７)　建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

（大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書）

第１３条　政令137条の12第６項又は第７項の規定による認定を申請する場合にあたっては、省令第10条の４の２第１項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

(１)　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(２)　配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、道路の種類、延長、幅員及び敷地と接している部分の長さ）を明示すること。）

(３)　各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）

(４)　２面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

(５)　２面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(６)　敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(７)　建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

２　市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

（取下届）

第１４条　法、政令、省令、県条例、県規則及びこの規則の規定により市長又は建築主事に申請書を提出した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第８号）を提出先に１通提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年５月15日規則第22号）

この規則は、平成27年６月１日から施行する。